

平成24年4月から 「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当制度については、平成24年3月31日で終了し、4月1日以降については、児童手当が支給されることとなります。

支給額については、子ども手当制度に引き続き変更はありませんが、平成24年6月以降は所得制限が導入されます。

対象者	市内に居住し、中学校3年生までの児童を養育している方。
支給額	<p>【所得制限限度額内の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 0～2歳の児童……………1人につき 月額 15,000円 ● 3歳～小学6年生までの児童で第1子、第2子……1人につき 月額 10,000円 ● 3歳～小学6年生までの児童で第3子以降……………1人につき 月額 15,000円 ● 中学生……………1人につき 月額 10,000円 <p>※第1子、第2子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある主に高校3年生までの児童の出生順です。</p> <p>【所得制限限度額を超過する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1人につき 月額 5,000円 <p>※所得制限については、6月分の児童手当より導入されるため、6月分以降の児童手当を認定する際に、<u>平成24年1月1日現在、うるま市に居住されていなかった場合、課税（所得）証明書の提出をお願いすることとなります。</u></p> <p>※くわしくは、児童家庭課までお問い合わせください。</p>

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく!

「現況届」は、手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届出です。「現況届」を提出しないと平成24年6月以降の児童手当が支給停止となります。

また、2年間にわたって現況届の提出がない場合は時効となり、手当を受ける権利もなくなってしまいます。

児童手当「現況届」受付期間及び場所

受付期間	受付場所	対象地区
6月21日(木)	本庁2階中会議室 (児童家庭課隣)	与那城地区
6月22日(金)		勝連地区
6月25日(月)～26日(火)		石川地区
6月27日(水)～29日(金)		具志川地区

※対象者へは、現況届の案内通知をします。

※混雑をさけるため、指定された日に提出するようご協力お願いします。

【お問い合わせ】 児童家庭課 ☎973-4983